

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
思川開発建設所長 長谷見 智久
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 1 件 名 | LPガス単価契約(オープンカウンタ方式による調達) |
| 2 施行場所 | 栃木県鹿沼市口栗野839番地2 独立行政法人水資源機構思川開発建設所 |
| 3 工 期 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|---|--|
| 1 現場説明 | 実施しません。 |
| 2 参加要件 | 本店、支店又は営業所が栃木県内に所在していること。
なお、当機構における令和3・4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。 |
| 3 見積書等 | |
| 1)様式等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2)提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3)提出期限 | 令和7年3月10日 16:00 まで |
| 4)提出先 | 独立行政法人 水資源機構 思川開発建設所 経理課
FAX 0289-85-1211 |
| 5)見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和7年3月11日16:00までとします。 |
| 6)その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 3 見積結果 | 見積結果については、 契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知 します。 |
| 4 その他 | |
| 1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2)請負代金の支払いについては、履行確認後(納品確認後)の毎月支払となります。 | |
| 3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

単 価 表

品 名	数 量	単価(税抜/円)	摘 要
L P ガ ス	1.0m ³		

注1 1.0m³当たりの単価を記入してください。(使用量により単価に変更が有る場合には、
変更となる数量を記載してください。)

注2 基本料を定めている場合は摘要欄にその旨を記載してください。

注3 メーター機器等の使用料がある場合にはその旨記載してください。

LPガス単価契約 仕様書

- 1 件 名 LPガス単価契約
- 2 業務概要 LPガスの供給に関する単価契約
- 3 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 供給場所 独立行政法人水資源機構思川開発建設所
栃木県鹿沼市口栗野 839-2
- 5 供給予定数量
年間合計 108 m³
※上記供給予定数量は増減することがある。

以 上

単 価 契 約 書

1. 契約内容 LPガス単価契約
2. 供給場所 独立行政法人水資源機構 思川開発建設所
3. 契約期間 自 令和7年4月1日
至 令和8年3月31日
4. 契約単価 別紙のとおり

上記について、独立行政法人水資源機構分任契約職思川開発建設所長（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、次の条項により単価契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（納 入）

第1条 受注者は本契約に基づき、発注者にLPガスの供給を行なうものとする。

2 受注者は、ガスの供給が停止しないよう点検を行なうとともに、発注者の発注を受けたときは速やかに納入しなければならない。

（代金の支払い）

第2条 受注者は供給物品の数量を月毎にまとめ、書面をもって発注者に代金の請求を行なうものとする。

2 発注者は前項による適正な支払い請求書を受理したときは、30日以内に代金を支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第3条 受注者はこの契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

（価格の変更）

第4条 経済情勢の変化による物価の変動その他正当なる事由により標記の価格が著しく不相当であると思われるに至った場合には、発注者、受注者協議して価格を改定することができる。

（契約の解除）

第5条 発注者は次の各号の一に該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力の事由により契約を継続することが不可能であると認めたとき。

(2) 受注者が契約の履行について不正行為若しくは契約条項に違反したとき。

(3) 発注者が受注者の責による事由により契約を継続することが不可能になったと認めたととき。

2 発注者は前項各号によるほか、やむを得ない事由がある場合には受注者の承諾を得てこの契約を解除することができる。

(個人情報保護)

第6条 受注者は個人情報保護法を遂行するとともに、業務の実施にあたって知り得た発注者の業務上の秘密を第三者にもらしてはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の1に相当する額を違約金(損害賠償額の予定)として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

二 納付命令又は公正取引委員会が行った独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたものであるときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われたものでないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為

の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、受注者(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(その他)

第8条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者、受注者協議して定めるものとする。

上記の契約締結の証として本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 栃木県鹿沼市口栗野839-2
独立行政法人水資源機構分任契約職
思川開発建設所長

受注者

別紙

単 価 表

品 名	数 量	単価(税抜)	摘 要
L P ガ ス		円	基本料金
		円	5.0 m ³ 未満 1.0 m ³ 当り単価
		円	5.0 m ³ 以上 1.0 m ³ 当り単価

様式第 2 号

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
思川開発建設所長 長谷見 智久 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和 7 年 2 月 2 5 日に交付された L P ガス単価契約の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

最低金額を提出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじ用数値として 3 ケタの数字をご記入ください。

--	--	--

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。